

ITスクエア事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 このITスクエア事業実施要綱（以下「要綱」という。）は、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）が運営するITスクエアに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 ITスクエア事業は、新たに起業しようとする者や、新分野への進出、新しいサービスや新製品の研究開発などに取り組もうとする者等へ、高速のインターネット接続回線が整備されたスペースをインキュベート施設として低料金で提供し、スタートアップ期にある入居者の負担を軽減することにより、ベンチャーや成長産業の事業化を促進し、育成していくことを目的とする。

第2章 入居者の募集・決定

(入居者の募集)

第3条 ITスクエアの入居者の募集に当たっては、この要綱の定めるところに基づいて別途募集要項を定め、広く募集を行うものとする。

(入居資格)

第4条 ITスクエアに入居することができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する個人又は法人で、その事業をITスクエアで行う者とする。

- (1) 新たに起業しようとしているか、又は、創業後概ね5年以内であること。
- (2) 新分野への進出や新しいサービス、新製品の研究開発を計画又は行っていること。
- 2 前項の(1)(2)のいずれの場合もITを活用した事業であること。

(入居申込)

第5条 前条に該当する、ITスクエアに入居しようとする者は、ITスクエア入居申込書（第1号様式）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項のITスクエア入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 個人にあっては履歴を記載した書類、法人にあっては社歴を記載した書類
 - (2) 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては法人登記簿謄本の写し（提出日から1か月以内に発行されたもの）
 - (3) これから経営方針、事業化しようとする事項等を記載したビジネスプラン（第2号様式）
 - (4) 会社案内その他参考資料
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、財団が必要と認める書類
- 3 財団は、第1項の入居の承認を受けようとする者が次の各号いずれかに該当するときは、入居を認めないことができる。
 - (1) 第2条の事業の目的に沿わないとき
 - (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき
 - (3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき
- 4 第1項の承認は、財団が別に設置する香川産業頭脳化センタービル入居者選考委員会（以下「委員会」という。）の選考結果に基づいて行うものとする。なお、委員会の設置、運営については、別に定めるものとする。
- 5 第1項の承認には、施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 6 利用にあたっての遵守事項は、この要綱の定めるところのほか、香川産業頭脳化センタービル施設管理規程による。

(入居手続)

第6条 前条第1項の承認を受けた者は、財団と別に定める賃貸借契約を締結し、財団との賃貸借契約者（以下「契約者」という。）となるものとする。

2 財団は、契約者の入居するスペースを指定するものとする。

3 実際にITスクエアを利用するもの（以下「利用者」という。）の数が複数となる場合には、契約者は別途、利用者全員の名簿を財団に提出するものとする。

第3章 入居条件

(入居契約期間)

第7条 第5条第1項の承認によりITスクエアへ入居することができる期間は、契約日から起算して1年とする。

2 契約者が入居期間の延長を希望し、財団がその延長を承認した場合は、1年ごとの契約で、当初の契約日から5年を超えない範囲内で入居期間を延長することができる。ただし、ITスクエアに十分な空室が確保されている場合に限り、延長することができる入居期間を、当初の契約日から10年を超えない範囲内とする。

3 前項の規定により入居期間を延長しようとする契約者は、当該期間が満了する日の2月前までにITスクエア入居期間延長申込書（様式第3号）を財団に提出し、その承認を受けなければならぬ。

4 前項の承認は、委員会の審査に基づき、財団が決定する。

5 第5条第3項及び第5項の規定は、第2項の承認について準用する。

(賃貸料)

第8条 ITスクエアの賃貸料は、次のとおりとする。

(1) 利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までに該当する場合、ITスクエアの賃貸料は、1室当たり月額20,950円とする。ただし、学生が契約者となる場合にあっては、1室当たり月額15,710円とする。

(2) 利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降に該当する場合、1室当たり月額25,140円とする。ただし、学生が契約者となる場合にあっては、1室当たり月額18,850円とする。

2 前項ただし書きで規定する学生とは、大学生、短大生、工業高等専門学校生及び財団がこれに準ずると認めた者で、その確認は学生証等によって行う。

3 第1項の賃貸料には、共益費、光熱水費、駐車場代（1台分）、消費税及び地方消費税を含むものとする。

4 月の途中での入退居等によって、その月の利用が1月に満たない場合は、当該月の日数の日割計算によって賃貸料を計算するものとする。

(賃貸料の減免)

第9条 財団は、ITスクエアの利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、賃貸料を免除することができる。

(1) 財団が実施するビジネスモデルの企画に係る公募事業の選定において最も優秀であると認められる企画を提出した者であって、認定された年度の翌年度末までに利用を開始するものについては、賃貸料を利用開始日から起算して2年を経過した日の属する月（その日が初日であるときは、その日の属する月の前月）まで免除する。ただし、頭脳化センタービルのインキュベータルーム、リサーチルームの賃貸料等又は香川県新規産業創出支援センターインキュベート工房の使用料を免除された期間を除く。

(2) 県が実施するビジネスモデルの企画に係る公募事業の選定において優秀であると認められる企画を提出した者であって、認定された年度の翌年度末までに利用を開始するものについては、賃貸料

を利用開始日から起算して1年を経過した日の属する月（その日が初日であるときは、その日の属する月の前月）まで免除する。ただし、香川県科学技術研究センターの研究室又は香川県新規産業創出支援センターインキュベート工房の使用料を免除された期間を除く。

- 2 財団は、ITスクエアの利用者が、創業後5年以内の事業者で、創業支援塾等（財団が実施する創業支援塾等又は産業競争力強化法第2条第31項に規定される特定創業支援等事業として実施される創業塾、創業セミナー等）を過去に修了しているものに該当するときは、賃貸料を減額することができる。賃貸料の減額は、第8条第1項1号に定める額に、100分の90を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とし、その期間は利用開始日から起算して1年を経過した日の属する月（その日が初日であるときは、その日の属する月の前月）までとする。ただし、香川県科学技術研究センターの研究室又は香川県新規産業創出支援センターインキュベート工房の使用料を免除された期間を除く。
- 3 前2項の規定による免除を受けようとする者は、あらかじめ、賃貸料减免申請書（第3号様式の2）を財団に提出しなければならない。

（賃貸料の納付時期等）

第10条 ITスクエアの賃貸料の納付期限については、毎月25日までに翌月分を財団が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料は利用者の負担とする。

（利用日及び利用時間）

第11条 ITスクエアの利用は通年で、利用時間は24時間とする。

（転貸等の禁止）

第12条 契約者は、ITスクエアを第三者に貸し付け、又はその利用の権利を譲渡してはならない。

（契約者の変更手続）

- 第13条 個人である契約者が、事業の同一性を有したまま法人を設立したときは、ITスクエア契約者変更申込書（第5号様式）に、設立した法人登記簿謄本の写し（提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）を添付して、速やかに財団に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 法人である契約者が、事業の同一性を有したまま法人組織を変更したとき（軽微な変更は除く）は、ITスクエア契約者変更申込書（第6号様式）に、その変更を証する書面を添付して財団に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 学生グループの代表者である契約者が、卒業等の理由により当該グループから離脱し、後継の学生が、事業の同一性を有したまま事業を継続するときは、ITスクエア契約者変更申込書（第7号様式）に、新規契約者となる学生の学生証（身分を証する証明書）の写し等を添付して財団に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第1項から前項までの承認は、提出された書類に基づき、財団が決定する。

（報告）

第14条 契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を財団に報告しなければならない。

- (1)個人にあっては住所又は氏名に変更があったとき、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき
- (2)第6条第3項に規定する名簿に記載した利用者に変更があったとき
- (3)ビジネスプランに記載した事業全体の計画及びそのスケジュールに相当の変更があったとき
- (4)ITスクエアを継続して1月以上利用しないとき
- (5)学生である契約者が、卒業等によって学生で無くなる場合に、入居期間を延長しようとするとき

（退去の届出）

第15条 契約者は、ITスクエアから退去しようとするときは、当該退去を予定する日の2月前まで

に、ITスクエア退去届（第4号様式）により、財団に届け出なければならない。

(賃貸借契約の破棄等)

第16条 財団は、契約者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第5条第3項各号の一に該当することとなったときは、第5条第1項若しくは第7条第3項に規定する承認を取消し、当該契約を破棄することができる。この場合、財団は契約者又は利用者が賃貸物件の明け渡しの際に生ずる移転料、立退き料、補償費、営業権の権利金等、名目の如何を問わず一切の損害賠償の責は負わないものとする。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は財団の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条第1項若しくは第7条第3項に規定する承認を受けたとき。
- (3) 第5条第5項（第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された承認の条件に違反したとき。
- (4) ITスクエアを正当な理由なく継続して3月以上利用しないとき。

第4章 雜則

(委員会における審査内容の公開について)

第17条 財団は、委員会における審査内容の公開に関して公開申出があった場合、財団情報公開規程に基づき、その公開を判断するものとする。

(利用者の遵守事項)

第18条 利用者は、財団が建物内外の環境保全及び管理のために定めた利用規則を遵守しなければならない。

2 財団が新たに利用規則を作成又は変更し、利用者に通知した場合は、これを遵守しなければならない。

(原状回復)

第19条 契約者がITスクエアを退去するときには、施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 ITスクエアの施設又は設備を損壊した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補足)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ITスクエア事業実施に関し必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成13年8月8日から施行する。

(入居期間の延長)

2. 初回募集時の契約者については、第7条第1項ただし書きの規定にかかわらず、単年度ごとの契約で、当初の契約日から3年が経過した日が属する年度の末日まで、入居期間を延長することができる。

附 則

この要綱は、平成14年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人かがわ産業支援財団の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。